

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和7年2月14日（令和7年（行個）諮問第30号）

答申日：令和7年6月18日（令和7年度（行個）答申第33号）

事件名：特定期間に特定の指摘がウェブサイトに掲載されたことに係る文書等に記載された本人の保有個人情報の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年8月31日付け20220711特許13により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。HPへの掲載事項として特許庁内部において決裁文書が作成されているはずである。また、「平成30年の周知以降「当該指摘がなされなくなるまでの庁内の内部手続に関する文書」に該当する個人情報が記載された行政文書は、特許庁において、作成も取得もしておらず保有していない」旨記載されている。

しかし、特定年月日、審査請求人は、特許庁HPから特許庁担当部署に次のメールを送信し、特許庁HPにて審査請求人を暗に名指しする出願料不払いを問題視する記事を今後一切控えるよう求めた。「（記載は省略する。）」このメールの影響だと思いが、令和元年春からは、特許庁HPには、審査請求人の出願活動を問題化する記事は、掲載されていないが、この審査請求人から特許庁へのメールが開示文書になると思われるので開示していただきたい。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の概要

(1) 審査請求人は、令和4年7月6日付けで、法76条1項の規定に基づき、処分庁に対し、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示

請求」という。)を行い、処分庁は同月11日付けでこれを受理した。

なお、開示請求書には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行個法」という。)13条1項と記載があるが、法と行個法における個人情報の開示請求に関する規定内容は同一であるため、本件開示請求は、法76条1項に基づく個人情報開示請求として受理したものである。

- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件開示請求の対象となる保有個人情報記録されている行政文書(本件文書)につき、その全部を不開示とする決定(原処分)を令和4年8月31日付けで行った。
- (3) これに対して、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)2条の規定に基づき、令和4年11月14日付けで、処分庁に対して、原処分の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行い、処分庁は同月16日付けでこれを受理した。
- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求については理由がないと認められるので、諮問庁による裁決で審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件開示請求に対し、処分庁は、本件文書は、特許庁において作成しておらず保有していないため、不開示とする決定を行った。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分に対して、特定年月日頃、審査請求人から特許庁へ送付したメールを開示すべき旨主張している。

しかし、審査請求人が主張するメールは、開示請求時点において保有していなかった。また、仮にメールを受領していたとしても、特許庁における文書の保存期間を定めた特許庁行政文書管理規則において、1年以上の長期の保存期間が定められている文書に該当せず、またその性質上、原則として1年以上の保存期間を定めることとされている文書にも当たらないことから、保存期間を1年未満とすることができるものであるところ、開示請求時点では既に廃棄されたものと考えられる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月14日 審議

④ 同年6月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報は存在する旨主張し、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして特許庁のウェブサイトを確認させたところ、開示請求文言に記載された各文書（以下、併せて「本件周知文書」という。）が掲載されていることが認められる。

これを踏まえ、本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 本件周知文書には、開示請求者である審査請求人を本人とする保有個人情報は記録されていない。したがって、本件開示請求は、当該文書を特許庁のウェブサイトに掲載するための内部手続に関する文書（以下「手続文書」という。）に審査請求人の個人情報が記録されているという推測を基に行われたものであり、審査請求人は、手続文書に記録された個人情報の開示を求めているものと解した。

イ 本件周知文書は、商標出願者に対する広報用途のために作成し、特許庁のウェブサイトに掲載したものである。当該文書を作成した当時の特許庁行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）において、広報資料は、管理規則別表第1において保存期間が定められた種類の行政文書のいずれにも該当せず、保存期間を1年未満としていた。本件周知文書に対する個別の意見メール等も同じである。

したがって、本件開示請求時点において、本件周知文書は特許庁のウェブサイトに掲載されているものの、手続文書は保存期間満了により既に廃棄されている。また、特定年月日に本件周知文書に対する個別の意見メール等を取得していたとしても同じ理由で廃棄されている。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、特許庁の担当課の書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を改めて行ったが、本件対象保有個人情報の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、本件周知文書及び諮問庁から提示を受けた管理規則を確認したところ、本件周知文書には、審査請求人の個人情報は記録

されていないことが認められる。また、本件周知文書は、広報用途のために作成したものであり、手続文書及び本件周知文書に対する個別の意見メール等は本件開示請求時点において保存期間満了により既に廃棄されているとする上記（１）イの説明は、不自然、不合理とはいえず、上記（１）ウの探索の方法及び範囲も不十分とはいえない。

したがって、特許庁において、本件対象保有個人情報保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約２年３か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第２部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙 本件対象保有個人情報記録されている文書（本件文書）

平成28年5月17日付で日本特許庁HPにおいて「自らの商標を他人に商標登録出願されている皆様へ（ご注意）」と題して、請求人の多出願を暗に指しながら概ね次のような指摘がなされている。「最近、一部の出願人の方から他人の商標の先取りとなるような出願などの商標登録出願が大量に行われています。しかも、これらのほとんどが出願手数料の支払いのない手続上の瑕疵のある出願となっています。特許庁では、このような出願については、出願の日から一定の期間は要するものの、出願の却下処分を行っています。」「また、仮に出願手数料の支払いがあった場合でも、出願された商標が、出願人の業務に係る商品・役務について使用するものでない場合（商標法第3条第1項柱書）や、他人の著名な商標の先取りとなるような出願や第三者の公益的なマークの出願である等の場合（同法第4条第1項各号）には、商標登録されることはありません。したがって、仮にご自身の商標について、このような出願が他人からなされていたとしても、ご自身の商標登録を断念する等の対応をされることのないようご注意ください。」さらに、平成29年6月21日付で日本特許庁HPにおいて「手続上の瑕疵のある出願の後願となる商標登録出願の審査について（お知らせ）」と題して、請求人の多出願を暗に指しながら概ね次のような指摘がなされている。「特許庁では、従来から、手続上の瑕疵のある出願の後願となる商標登録出願について、当該後願となる商標登録出願に手続上の瑕疵がないことが確認できれば、先願となる手続上の瑕疵のある出願が却下されるのを待つことなく、実体審査を開始する運用を行っています。その実体審査においては、先願となる手続上の瑕疵のある出願が却下されるまでの間に、いったん拒絶理由を通知する場合がありますが、審査官が当該先願となる出願の却下を確認次第、登録査定を行います（他の拒絶理由等がない場合に限る）。」「また、今後、上記の拒絶理由を通知する場合には、拒絶理由となる先願が手続上の瑕疵のある出願に該当し、当該先願となる出願の却下を確認次第、登録査定を行う旨を、拒絶理由通知に明示的に記載するよう、運用を変更します。」さらに、平成30年春にも日本特許庁HPにおいて請求人の多出願を暗に指しながら同様の指摘がなされている。このように、平成28年乃至平成30年の春頃に3年連続して請求人の多出願を暗に指す指摘が特許庁HPにおいてなされているとともに令和元年からは当該指摘がなされなくなったが、これらの指摘がなされるとともに令和元年からは当該指摘がなされなくなるまでの庁内の内部手続に関する文書（例えば、会議開催の経緯・調査内容・調査結果・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・検討書・報告書等）。